

**キャッセン大船渡  
エコマのまちづくり**

キャッセン大船渡エリアでは、区域独自の魅力とにぎわいを創出するため、株式会社キャッセン大船渡と区域内の商業者が連携して、販売促進活動や、各種イベントを実施しています。

また、周辺の利便性や回遊性の向上に向けたサインやベンチ、植栽などの設置、区域内のごみ拾いや草取りなどの環境保全活動、まちづくり担い手の人材育成などのまちづくり活動を行っています。

この活動にあたって、エリアの主な土地所有者である市においては、活動に参画する借地人に対して支援をしています。

そのほか、エリア内の道路および河川などについては、居心地が良く、歩きたくなるまちなかの実現に向けて、株式会社キャッセン大船渡と道路管理者(岩手県・市)、河川管理者(岩手県)との間で、協定を締結して取り組んでいます。

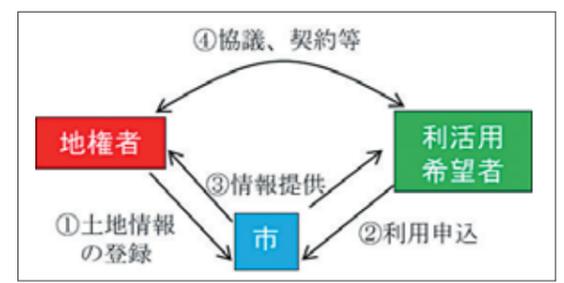
▽問い合わせ先  
大船渡駅周辺整備室  
(☎内線348・349)

**大船渡駅周辺地区  
土地利用マッピング事業**

大船渡駅周辺地区の土地をお探しの個人や事業者向けに、賃貸・売却を希望する未利用地の情報を市ホームページで発信しています。

**市ホームページでの掲載イメージ**

登録番号	D-000	位置図	写真
掲載日	平成31年3月25日	換地図	写真
地番	大船渡町字茶屋前 156番地6		
面積	118.72㎡		
用途地域	商業地域		
建ぺい率	80%		
容積率	400%		
防災危険区域の指定の有無	有		
希望取引形態	賃貸		
その他特記事項	隣接する土地と共同で活用を検討してもよい		



土地利用マッピング事業の流れ

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内の土地については、令和2年1月現在、全体の約80%が住宅や店舗などで活用されているか、利活用の予定がある状況です。市は、大船渡駅周辺地区の土地の利活用促進に向け、平成31年3月から市ホームページで売買・賃貸を希望する未利用地情報を公開しています。公開開始時に12件(15筆)あった土地情報の掲載件数は、令和2年1月現在、26件(37筆)となっています。また、これまでに4件(4筆)の土地が賃貸・売却の成約に至っています。

**おおふなぼーとの  
利用状況**

おおふなぼーとは、防災学習や観光情報の発信、市民や市外から来訪される人の憩いと交流の場を提供する施設として整備し、平成30年6月に供用を開始して以降、延べ約12万1千人が利用しています(令和2年1月末時点)。

また、令和元年10月には、親しみやすい施設づくりの一环として、大船渡高校および大船渡東高校の美術部の協力のもとロゴマークを作製しました。今後も、居心地が良く、利用しやすい施設の運営に努めます。

**◆ロゴマーク**

おおふなぼーとで行うイベントの周知や営利を目的としない個人・グループの活動などの際に利用ください。利用にあたっての手続きなどの詳細やロゴマークのダウンロードは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、お問い合わせください。お問い合わせ先  
おおふなぼーと2階窓口  
(☎②6001)

**■マッチング事業の内容**

地権者などからの登録をもとに、土地をお探しの個人や事業者向けに、市ホームページで賃貸・売却を希望する土地の情報を発信しています。住宅建築や店舗経営など区域内での土地利用を希望する個人・事業者は、利用申込により、地権者の紹介を受けることができます。その後、地権者と利活用希望者間で協議・交渉していただきます。

**■手続き方法**

◇土地情報の登録方法(貸したい・売りたい人)  
賃貸・売却を希望する土地の情報発信を希望する人は、「土地情報登録申込書兼同意書(様式第1号)」に必要事項を記載の上、市街地整備課まで提出してください。

▽登録要件

- ・土地の所有者であること。
- ・なお、共有名義または法定相続人が複数である場合は、人数分の記名押印が必要です。
- ・暴力団関係者でないこと。



コラボストリート



自習スペース

団体利用のほか、個人の休憩の場としても利用できます



メインロゴマーク

◇利活用希望者からの申請(借りたい・買いたい人)

土地の利活用を希望する個人・事業者は、「登録情報利用申込書(様式第4号)」に必要事項を記載の上、市街地整備課まで提出してください。申請後、市から利用を希望する土地の地権者情報をお知らせし、協議に入っていきます。

■その他

▽市は、情報提供および地権者と利活用希望者との連絡調整を行います。仲介・あっせん・交渉・契約への関与はしません。必要な場合は、宅地建物取引業者への依頼(有料)をお願ひします。

▽個人を特定できる情報は、公開しません。  
▽事業の詳細や申請様式のダウンロードは、市ホームページを確認いただくか、市街地整備課まで問い合わせください。

▽問い合わせ先  
市街地整備課  
(☎内線344)